

子どもを守り育てる地域の教育力について

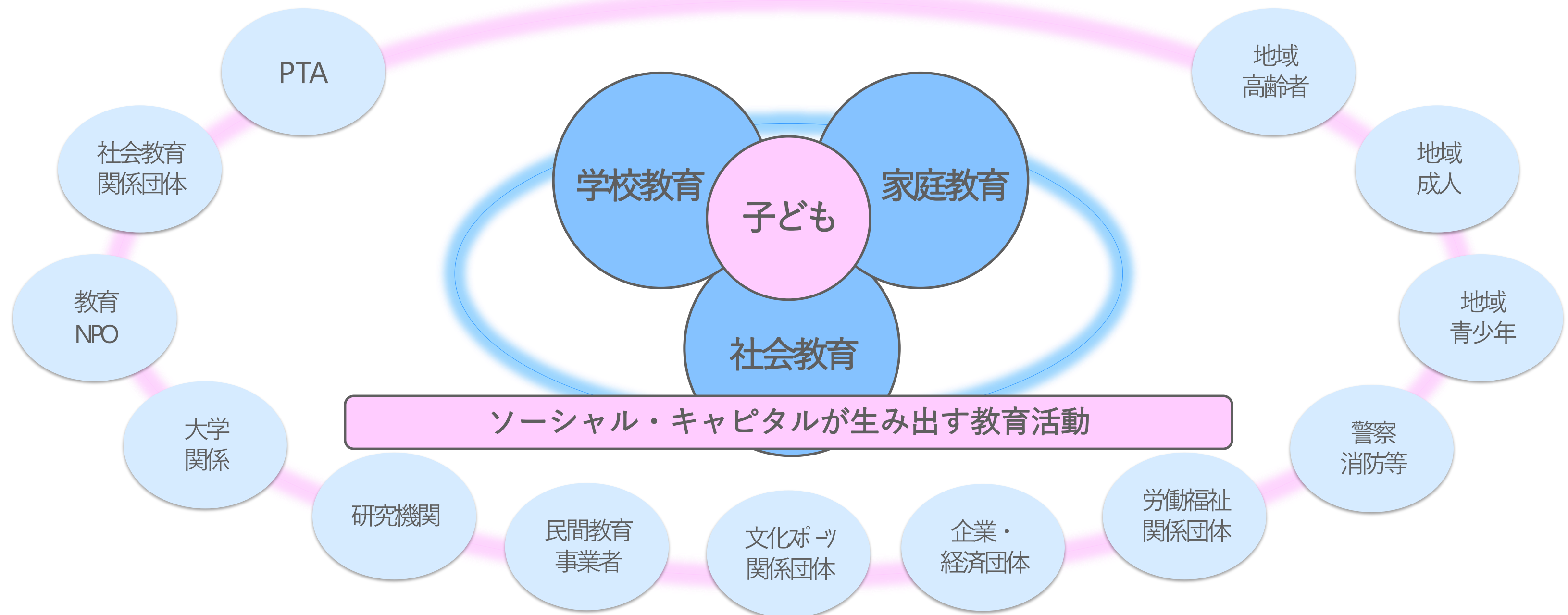
令和元年11月6日(水)
岐阜市教育委員会

目次

- 1 教育基盤を支える地域の教育力
- 2 地域の教育力が担う役割
- 3 関連する国の動向
- 4 地域の教育力に関する市の方針
- 5 本市における取組み
- 6 地域の教育力の更なる充実に向けて
- 7 本日、主にご協議いただきたい事項
- 8 参考資料

1 教育基盤を支える地域の教育力

- ・地域の教育力は、幅広いソーシャル・キャピタルの繋がりにより、社会教育をはじめ、学校教育及び家庭教育とも密接に関わり、子どもの教育基盤全体を支えている。



2 地域の教育力が担う役割

地域と学校の連携・協働

- ・コミュニティ・スクールの推進
- ・学校活動や多忙な教員を支える地域人材の活用 など

多様な学び（人材育成）

- ・地域人材が持つ知見・教育要素を活用した多様な学びの場
- ・地域の大人や課題を題材としたキャリア教育・プロジェクト学習 など

安全・安心／居場所づくり

- ・学校・地域の安全ボランティア
- ・放課後の居場所づくり
- ・日頃からの関わりによる子どもの心の拠り所、帰属意識 など

地域の教育力が担う役割

家庭教育の支援・充実

- ・貧困や困難を抱える親・子どもへのアウトリーチ、支援の役割
- ・家庭教育学級等の研修・啓発 など

体験活動の推進

- ・地域固有の人・自然・文化に、五感を使って触れる無二の体験
- ・異年齢交流・集団活動を通じた、社会規範や生活習慣の獲得 など

社会教育関係団体・施設

- ・地域の教育力を担う講座・イベント
- ・地域に関心を持ったり、活動に参画するボランティア体験の受け皿 など

3 関連する国の動向 ①

- ・新学習指導要領の基本理念は、教育課程は学校内部で完結することなく、社会と幅広く連携しながら、これからの社会を生き抜く力を育てることを提唱。

<社会に開かれた教育課程>

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会づくりを目指すという理念を持ち、教育課程を介してその理念を社会と共有していくこと
- ② これからの社会を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向き合い関わりあっていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること

3 関連する国の動向 ②

- ・ 中教審答申も、新しい時代の教育に向けた学校及び地域の連携・協働の重要性を明示、具体策としてコミュニティ・スクールや地域・学校協働活動を強く推進。

- ・ 「社会に開かれた教育課程」を柱とする新学習指導要領、学校の組織運営改革（チーム学校）の体現には、**学校と地域の連携・協働が不可欠**
- ・ これからの時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとなり、**社会総掛かりでの教育の実現**が必要

< これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿 >

地域とともにある学校への転換

- 地域の人々と**目標やビジョンを共有**、一体となって子どもを育む「地域とともにある学校」へ転換

子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

- 地域の様々な機関・団体等を**ネットワーク化**、学校・家庭・地域全体で学びを展開する**一体的・総合的体制**

学校を核とした地域づくりの推進

- 学校を核とした協働の取組を通じて**地域の将来人材を育成**するとともに、**自立した地域社会の基盤の構築**を図る

4 地域の教育力に関する市の方針

- ・短期・中長期の方針それぞれにおいて、地域の教育力の活用を方向性の基本に位置づけ、各種施策・事業を推進。

◆中長期の方針

ぎふし未来地図

岐阜市における未来の都市づくりの総合的な方針

- ・都市づくりの方向性①
 - 政策2「未来を生き抜くための学校教育の充実」
 - ⇒ ・**地域と共にある学校づくり**
* 学校を地域社会で支える など

岐阜市教育振興基本計画

岐阜市における教育振興施策を総合的に推進するための基本方針

- ・基本的方向性①
 - 目標4「地域や家庭とともに歩む教育の推進」
 - ⇒ ・**次代を担う子どもの人材育成**
 - ・ 学校だけで完結しない、
学びを通じた社会との接続
 - ・ 家庭・地域団体との連携

◆短期の方針

2020年度 予算編成方針

- ・5つの政策のベクトルの一つ
 - 「こどもファースト」
 - ⇒ ・子どもたちへの投資
= 持続可能な
岐阜づくりの最優先事項
※市民協働、民間活力導入など、
オール岐阜での取組に

5 本市における取組み ①

- 「地域と共にある学校づくり」「学校と地域の連携・協働」として、学校活動に地域の教育人材を積極的に活用し、個に応じた指導の充実や教員の負担軽減を実現。

◆事例 1

ぎふスーパーシニア ～学校活動における地域人材の活用～

- 主旨：地域人材の持つ知識や経験を子どもの学びや、学校教育の充実に活かす
- 対象：ぎふスーパーシニアを市内小中学校へ派遣
※ぎふスーパーシニア：元気で意欲に溢れ、豊富な経験等を持つ高齢者
- 内容：授業の補助、給食や掃除の指導、遊びの講師や読み聞かせ、放課後・登下校の見守り など

教員以外の指導体制の充実だけでなく、子どもに関わり教えることがシニアの生きがいとなり、さらに活動意欲が向上
活動拡大の好循環、教員の働き方改革



5 本市における取組み ②

- ・「次代を担う子どもの人材育成」「学びを通じた社会との接続」として、地域や身近の課題を解決する実践から、将来を拓く力や地域志向を育むプロジェクト学習を実施。

◆事例 2

岐阜未来人材育成事業 ～ぎふ未来プロジェクト～

- ・ 主旨：市の課題改善、次代に必要な資質・能力（課題発見・解決力等）の育成、将来の地域を担う人材の育成を図る（R1～実施）
- ・ 対象：市内在住または在学の中高校生（今年度66名が参加）
- ・ 内容：地域や自分の身の回りにある課題や関心事をテーマに自らプロジェクトを立ち上げ、実践する

※プロジェクト学習：教科の枠を超えて実社会に関わる問題解決に取り組む学習

地域課題を教育題材に捉えるとともに、多様な地域人材やメンターと関わりながら、プロジェクトを実践する経験

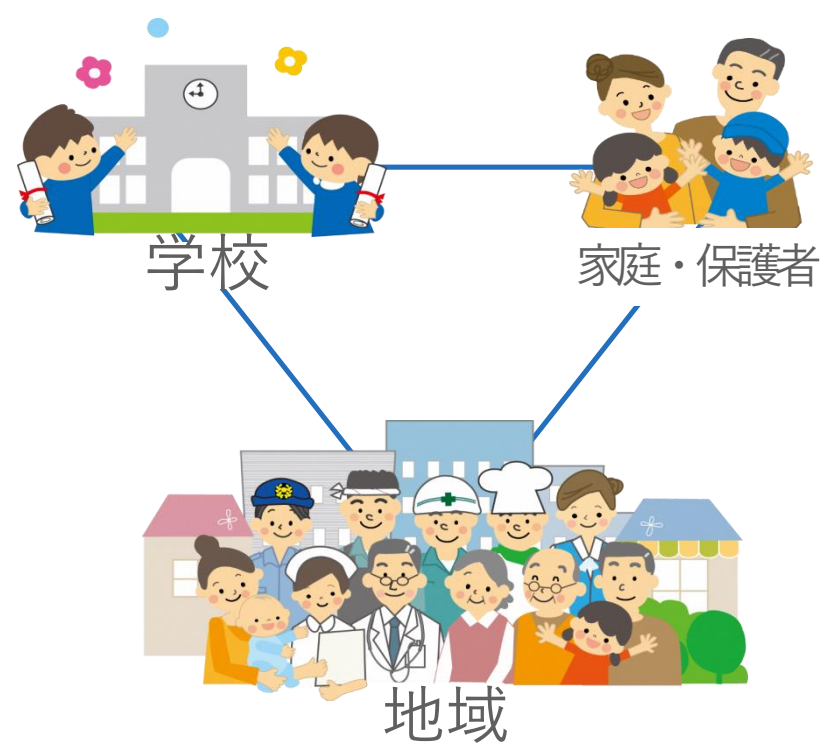
アクティブ・ラーニング、将来的な地域・社会参画への端緒



6 地域の教育力の更なる充実に向けて ①

- ・今そしてこれからを生きる子どもに必要とされる力、それを身に付けるための学び（取組み）とは何かを、コミュニティ・スクールにおいて議論し共有するとともに、その中で地域が果たしうる役割・機能についても考え、地域の教育力を一層高めていくことが必要。

コミュニティ・スクール（岐阜市は全ての学校・園に導入済）



CSとしての役割・機能

学校・家庭・地域の皆で議論し、
目指す姿・必要な取組みを共有、
さらに連携・協働して取組みを推進

地域としての役割・機能

生きる力を育てる取組みだけに留まらず、
その過程で困難に直面する子どもを支えたり、
地域の教育力だからこそできる心の拠り所や
活躍の場を提供する など

これからの社会

人口減少/グローバル化
Society5.0/人工知能の台頭
SDGs/貧困・格差社会など



子ども

地域を担い時代を拓く
将来人材へ

6 地域の教育力の更なる充実に向けて ②-1

- ・ 地域社会を取り巻く様々な課題により、地域の結びつきが弱まることで、必然的に地域の教育力は低下し、ひいては子どもの教育基盤全体が弱体化。



- ・ 地域の人同士のつながり・絆
- ・ 地域を支える帰属意識・主体性
- ・ 固有の豊かな地域文化・資源

地域の教育力

これらを原動力に、
地域が子ども/学校/家庭へ
様々な支援を実施

地域社会のつながりや支え合う意識の希薄化、人口減少・高齢化、
若者の流出、担い手不足による地域文化の喪失などにより、

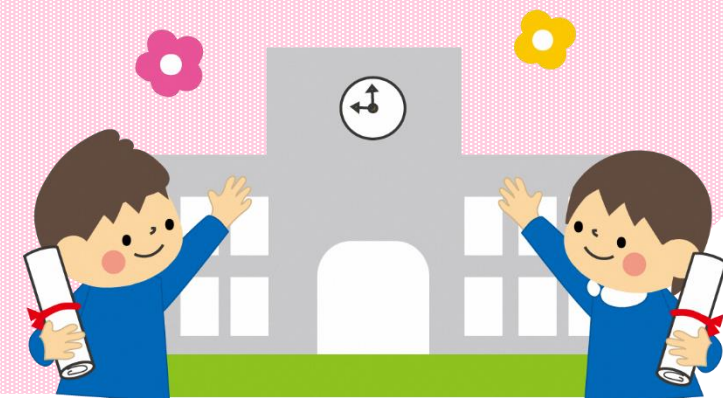
地域が衰退 → **地域の教育力の低下** が懸念



家庭・保護者



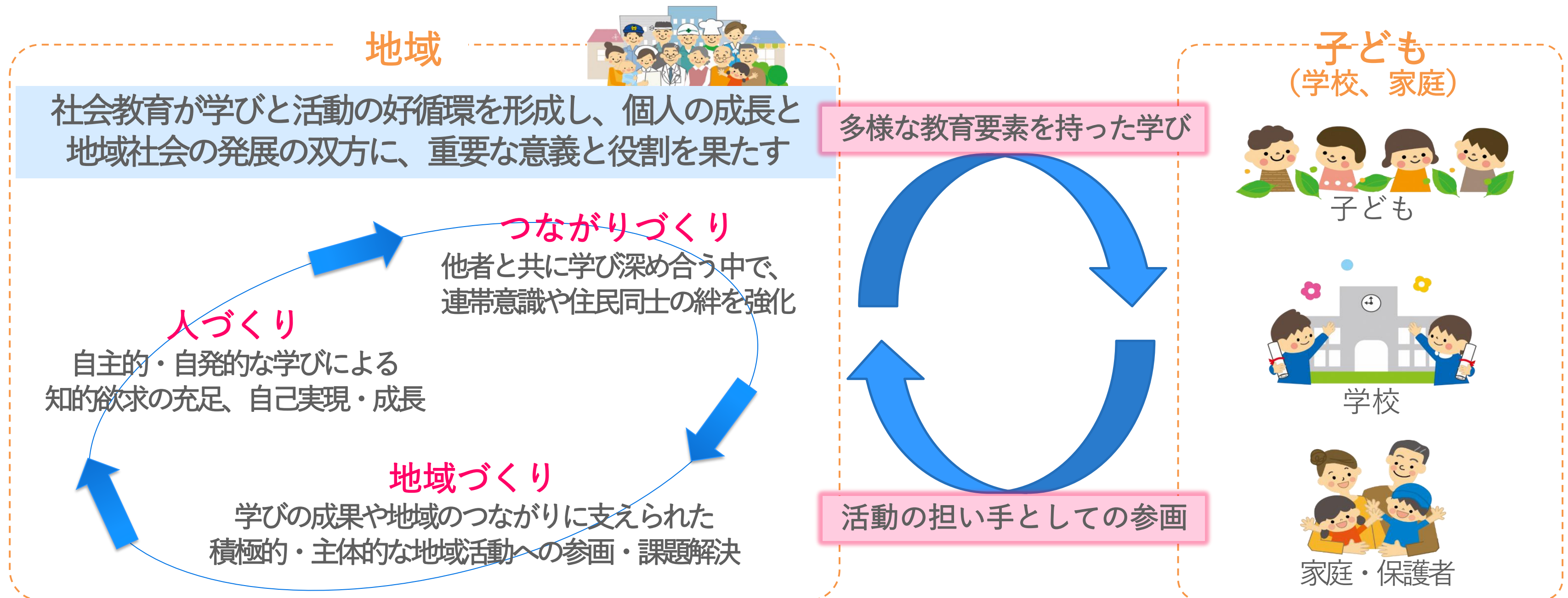
子ども



学校

6 地域の教育力の更なる充実に向けて ②-2

- ・社会教育を基盤に、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりが促進され、地域が活性化することで、多様な教育要素を持った「学び」を安定して提供可能に。



6 地域の教育力の更なる充実に向けて ②-3

- ・これからの時代の新しい地域づくりに資する多核的拠点として、公立社会教育施設の活用を発展させるため、首長部局のもとで戦略的に施設を所管できるよう、国が法制度化。



社会教育施設

社会教育実践の場

地域の学習拠点

今後はさらに、**住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた多彩な取組支援、行政はじめ地域の幅広い情報・文化の発信等、多核的拠点**として機能することが期待

【公民館】地域コミュニティの持続的発展を推進するセンター的役割や防災の拠点

【図書館】まちづくりをはじめ、住民の多様なニーズや活動を支える知・情報・交流の拠点

【博物館】所蔵・蓄積する資源を活用した、観光振興・国際交流の拠点 など

◎ 他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現可能性

- ・社会教育施設の事業と他の行政分野の社会教育関連事業を一体的に推進することで、より充実したサービスを実現
- ・まちづくり・観光・産業等、多様な行政分野の人的・物的資源の活用や新たな発掘により、社会教育行政全体を活性化

◎ 施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性

- ・施設の戦略的な整備、様々な分野が複合した施設の所管一元化による効果的・効率的な運営が期待

これらの可能性と地域の実情をふまえ、地方公共団体の判断で、公立社会教育施設を首長部局で所管可能に

7 本日、主にご協議いただきたい事項

- 1 子どもの生きる力を育むために、必要な取組みとは
- 2 地域の教育力をさらに高めるため、これからの地域に期待する役割・機能について
- 3 社会教育施設の更なる活用等のほか、地域の教育力の充実に関するご意見・ご提案

8 参考資料（公立社会教育施設の首長部局所管）

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第9次地方分権一括法により改正、令和元年6月7日施行）

（職務権限の特例）

第23条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

(1)図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

2 略